

第11回滝沢市農業委員会総会会議録

1 日時 令和6年5月24日（金） 午前11時00分

2 場所 滝沢市役所本庁舎 4階 中会議室

3 日程

- 日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 業務報告について
日程第 4 議案第 1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
日程第 5 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
日程第 6 議案第 3号 農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
日程第 7 議案第 4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
日程第 8 議案第 5号 令和7年度農林関係税制改正に関する要望事項の決定について
日程第 9 議案第 6号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の決定について
日程第10 報告第 1号 第1回農政小委員会の報告について
日程第11 報告第 2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について
日程第12 報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第13 報告第 4号 農地転用届出の確認事務報告について

4 出席委員

農業委員

- 1番委員 新田 義修
2番委員 吉清水 秀明
3番委員 主濱 学
4番委員 佐藤 恵一郎
5番委員 熊谷 喜彦
6番委員 高橋 敏彦
7番委員 勝田 徹
8番委員 太田 豊
9番委員 駿河 信一 以上9名

農地利用最適化推進委員

- 南部地区担当 武田 美紀
中部地区担当 井上 浩児 以上2名

5 欠席委員 なし

6 説明のために会議に出席した者

農業委員会事務局	事務局長	佐々木 澄子
同	主任主査	細川 直樹
同	主査	大村 和臣
同	主任	鈴木 伸空

開会時刻 令和6年5月24日（金） 午前11時00分

佐々木事務局長 只今より第11回滝沢市農業委員会総会を開会いたします。
駿河信一会長よりご挨拶をいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

駿河会長 挨拶（略）

議長 只今の出席委員は農業委員が9名であります。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。
なお、本日は推進委員2名が出席しております。

議長 日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。
本案件につきましては会議規則第11条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、ご指名申し上げます。
議事録署名人につきましては2番吉清水秀明委員と6番高橋敏彦委員を指名します。
書記には事務局の細川主任主査と鈴木主任を指名します。

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。
本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

議長 日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第11回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和6年4月26日から令和6年5月24日までの報告となります。議案書は2ページをご覧ください。

（第10回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。
日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申

請に対する可否の決定についてを議題といたします。なお、事前にご説明しましたが議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。

事務局より説明させます。

鈴木主任 それでは議案第1号について補足説明させていただきます。議案書は4ページからをご覧ください。

整理番号1番は、所有地の訂正を行うための贈与の案件です。対象地は譲受人の農地であるという双方の認識の下に長年譲受人が耕作をしておりましたが、登記情報を確認したところ譲渡人の所有地となっていたことから、法務局との調整の結果、贈与により訂正を行うこととなりました。

以上より、議案第1号については、議案書5ページからの調査書に記載されているとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、吉清水秀明農業委員、武田美紀推進委員、井上浩児推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を吉清水農業委員にお願いします。

吉清水農業委員 2番吉清水です。それでは私の方から議案第1号について、令和6年5月15日に武田推進委員及び井上推進委員と現地調査を実施しましたのでご報告いたします。

整理番号1番の現地は、農地として利用されていることが確認できました。

以上のことから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上で現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題といたします。

本案件の整理番号1番及び2番につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限があり、2番吉清水委員が該当します。

つきましては、最初に整理番号1番及び2番を審議し、次に整理番号3番を審議することについてご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、そのように審議することとします。

それでは、整理番号1番及び2番を審議します。議事参与の制限があります2番吉清水秀明委員の退席を求めます。

(2番吉清水秀明委員退席)

議長 事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について補足説明いたします。案件は3件です。

始めに整理番号1番及び2番を補足説明いたします。議案書は8ページから12ページまでをご覧ください。

整理番号1番及び2番は一体の転用事業となっており、申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。申請地は農業振興地域整備計画の農用地利用計画において農業用施設用地として用途指定されており、指定の用途に転用する計画であることから許可相当の意見になるものと見られます。なお、資金計画は滝沢市を通じて国の防衛周辺施設民生安定施設整備事業の補助金が交付される見込みである他、残りは自己資金を充てるものとなっております、国から滝沢市に対する事業内定通知文書及び金融機関からの残高証明により事業の確実性について確認しているところです。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を武田推進委員にお願いします。

武田推進委員 推進委員の武田です。始めに私の方から議案第2号のうち整理番号1番及び2番について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番と2番の申請地は隣接しており、位置は滝沢南中学校から南西へ約500メートルの所にあります。周囲の状況ですが、東側及び西側は農地、北側は水路及び道路を挟み農地、南側は

水路を挟み宅地になっていました。

以上について調査の結果、いずれの申請地も日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第2号のうち整理番号1番及び2番について、原案のとおり意見を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号のうち整理番号1番及び2番は原案のとおり意見を決定いたしました。

2番吉清水秀明委員の入場を許可します。

(2番吉清水秀明委員入場)

議長 2番吉清水委員にお伝えします。議案第2号のうち整理番号1番及び2番につきましては、原案のとおり意見を決定いたしました。

議長 続きます。議案第2号のうち整理番号3番を審議いたします。事務局より説明させます。

細川主任主査 次に議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてのうち整理番号3番を補足説明いたします。議案書は8ページ、13ページ及び14ページをご覧ください。

整理番号3番の申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の辺縁部に位置することから第1種農地と判断されると考えられますが、南側及び北側が住宅地に接して集落を形成していることから農地転用目的の例外規定に基づきますと許可相当の意見になるものと見られます。また、資金計画は金融機関からの融資及び自己資金によるものであり、金融機関からの融資事前審査結果通知及び残高証明により事業の確実性について確認しているところです。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を武田推進委員にお願いします。

武田推進委員 推進委員の武田です。引き続き私の方から議案第2号のうち整理番号3番について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号3番の申請地の位置は、滝沢ふるさと交流館から北へ約1.1キロメートルの所にあります。周囲の状況ですが、東側及び北側は雑種地、西側は農地、南側は水路及び道路を挟み宅地になっていました。

以上について調査の結果、申請地は日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第2号のうち整理番号3番について、原案のとおり意見を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号のうち整理番号3番は原案のとおり意見を決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題といたします。

事務局より説明させます。

鈴木主任 それでは議案第3号について補足説明させていただきます。議案書は16ページ及び17ページをご覧ください。案件は新規の貸借案件が1件です。

整理番号1番は、4月に新たに認定農業者となった方が借り受ける案件です。認定を受けてから速やかな貸借権の設定を両者が希望したことから基盤法による貸借となりました。

以上、議案第3号については、経営面積、従事日数等旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を井上推進委員にお願いします。

井上推進委員 推進委員の井上です。それでは私の方から議案第3号について、現地調査を実施しましたのでご報告申し上げます。

議案第3号の農地につきましては、農地として活用していることが確認できました。また、事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもありますとおり、必要とされる各要件を満たしているものと見込まれます。

以上で議案第3号の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第7、議案第4号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題といたします。

本案件の整理番号1番、2番及び6番につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限があります。整理番号1番及び2番は4番佐藤委員が、整理番号6番は2番吉清水委員がそれぞれ該当します。

つきましては、最初に整理番号1番及び2番を審議し、次に整理番号6番を審議し、最後に整理番号3番から5番まで及び7番から9番までを審議することについてご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、そのように審議することとします。

それでは、整理番号1番及び2番を審議します。議事参与の制限があります4番佐藤恵一郎委員の退席を求めます。

(4番佐藤恵一郎委員退席)

議長 事務局より説明させます。

鈴木主任 それでは議案第4号のうち整理番号1番及び2番について補足説

明させていただきます。議案書は19ページから21ページまでと28ページをご覧ください。

整理番号1番及び2番は、新規就農予定者が耕作を計画していたものの就農の延期に伴い本年度の耕作者が不在となった農地及び所有者が耕作できなくなってしまった農地について、近隣の担い手法人へ権利の設定がなされるものです。

以上、議案第4号のうち整理番号1番及び2番については、経営面積、従事日数等旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を井上推進委員にお願いします。

井上推進委員 推進委員の井上です。それでは私の方から議案第4号のうち整理番号1番及び2番について、現地調査を実施しましたのでご報告申し上げます。

整理番号1番及び2番の農地につきましては、いずれも農地として活用していることが確認できました。また、事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもありますとおり、必要とされる各要件を満たしているものと見込まれます。

以上で現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第4号のうち整理番号1番及び2番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号のうち整理番号1番及び2番は原案のとおり決定いたしました。

4番佐藤恵一郎委員の入場を許可します。

(4番佐藤恵一郎委員入場)

議長 4番佐藤委員にお伝えします。議案第4号のうち整理番号1番及び2番につきましては、原案のとおり決定いたしました。

議長 続きまして議案第4号のうち整理番号6番を審議いたします。議

事参与の制限があります2番吉清水秀明委員の退席を求めます。

(2番吉清水秀明委員退席)

議長 事務局より説明させます。

鈴木主任 それでは議案第4号のうち整理番号6番について補足説明させていただきます。議案書は24ページ、25ページ及び29ページをご覧ください。

整理番号6番は、作業受委託により耕作していた農地及び自己所有農地について権利の設定がなされるものです。なお、本案件は現在進められている滝沢南部地区における地域集積協力金事業の対象となっております。

以上、議案第4号のうち整理番号6番については、経営面積、従事日数等旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を井上推進委員にお願いします。

井上推進委員 推進委員の井上です。それでは、引き続き私の方から議案第4号のうち整理番号6番について、現地調査を実施しましたのでご報告申し上げます。

整理番号6番の農地につきましては、いずれも農地として活用していることが確認できました。また、事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもありますとおり、必要とされる各要件を満たしているものと見込まれます。

以上で現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第4号のうち整理番号6番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号のうち整理番号6番は原案のとおり決定いたしました。

2番吉清水秀明委員の入場を許可します。

(2番吉清水秀明委員入場)

議長 2番吉清水委員にお伝えします。議案第4号のうち整理番号6番につきましては、原案のとおり決定いたしました。

議長 続きまして議案第4号のうち整理番号3番から5番まで及び7番から9番までを審議いたします。
事務局より説明させます。

鈴木主任 それでは議案第4号のうち整理番号3番から5番まで及び7番から9番までについて補足説明させていただきます。議案書は23ページから29ページまでをご覧ください。案件は新規の貸借案件が6件で、全て一括方式により権利の設定がなされるものです。

整理番号3番及び4番は、それぞれ地元の認定農業者である法人への貸付案件です。

整理番号5番は、盛岡市の認定農業者である法人への貸付案件です。

整理番号7番は、新規就農者への貸付案件です。なお、対象者の営農計画書等は事前に確認済みであり、地区担当の推進委員が継続してフォローを行っております。

以上、議案第4号のうち整理番号3番から5番まで及び7番から9番までについては、いずれも経営面積、従事日数等旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を井上推進委員にお願いします。

井上推進委員 推進委員の井上です。それでも、引き続き私の方から議案第4号のうち整理番号3番から5番まで及び7番から9番までについて、現地調査を実施しましたのでご報告申し上げます。

整理番号3番から5番まで及び7番から9番までの農地につきましては、いずれも農地として活用していることが確認できました。また、事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもありますとおり、必要とされる各要件を満たしているものと見込まれます。

以上で現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長

無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第4号のうち整理番号3番から5番まで及び7番から9番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第4号のうち整理番号3番から5番まで及び7番から9番までは原案のとおり決定いたしました。

議長

日程第8、議案第5号、令和7年度農林関係税制改正に関する要望事項の決定についてを議題といたします。

事務局より説明させます。

大村主査

議案第5号、令和7年度農林関係税制改正に関する要望事項の決定についてご説明申し上げます。議案書は31ページから33ページまでをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上で説明を終わります。

議長

ここで関連がありますので、日程第10、報告第1号、第1回農政小委員会の報告について、農政小委員会高橋委員長より報告をお願いします。

高橋委員長

農政小委員会委員長の高橋です。それでは私の方から、第1回農政小委員会の顛末について報告いたします。議案書は43ページをご覧ください。

第1回農政小委員会は5月9日に農政小委員会委員8名が出席し、令和7年度の農林関係税制改正に関する要望について協議を行いました。

こちらは事務局から説明がありましたように、検討の結果、議案のとおり本市において利用実績があり、かつ本年度末までに特例措置の期限を迎える2点の期限について延長することを要望事項として、総会に提案することを決定しました。

以上で報告を終わります。

議長

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長

質疑を終了して採決に入ります。

議案第5号について、原案のとおり要望することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり要望することに決定いたしました。

議長

日程第9、議案第6号、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の決定についてを議題といたします。

事務局より説明させます。

細川主任主査

それでは、議案第6号、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の決定についてを説明いたします。議案書は35ページから41ページまでをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上で説明を終わります。

議長

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長

無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第6号について、原案のとおり公表することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり公表することに決定いたしました。

議長

日程第11、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について、及び日程第12、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、及び日程第13、報告第4号、農地転用届出の確認事務報告についてにつきましては、お手元の議案書44ページからのとおりとなっておりますのでご確

認願います。

議長

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しました。
これをもって、第11回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和6年5月24日（金） 午前11時40分

議 長 _____

会議録署名人 2 番委員 _____

会議録署名人 6 番委員 _____

これは原本である。

令和6年5月24日

滝沢市農業委員会 会長 駿河 信一